

2. 雇用保険

① 雇用保険の被保険者

雇用保険の適用事業に雇用される労働者

- 1) 1週の労働時間が20時間以上
- 2) 1年以上引き続き雇用されることが見込まれること

被保険者とならないのは・・・

- (イ) 65歳以上で雇用される者
- (ロ) 短時間労働者 1週の労働時間が20時間未満
- (ハ) 日雇労働者
- (ニ) 4か月以内の季節的事業に雇用される労働者

問題となるのは・・・

- (イ) 法人の役員
- (ロ) 同居の親族
- (ハ) 臨時労働者（パート、アルバイト、日雇等）

巻末資料参照

加入手続きは・・・

事業主 → 公共職業安定所

② 雇用保険率

農林水産の事業	17 / 1000
---------	-----------

負担率	事業主	10 / 1000	被保険者	7 / 1000
-----	-----	-----------	------	----------

巻末資料参照

③ 雇用保険制度の目的

イ、労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、生活及び雇用の安定と就職の促進のために失業給付を支給が支給されます。

求職者給付・就職促進給付（再就職手当等）

教育訓練給付・雇用継続給付